

第 百 五 十 二 号 議 案

会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 七 年 十 一 月 二 十 七 日

提 出 者

江 戸 川 区 長 齊

藤

猛

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
川区条例第七号の一を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第三十二条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改

める。

第十七条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に

改める。

第三十二条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改め

る。

別表備考第二号中「第二十七条第十項」を「第二十七条第十一項」に改める。

付
則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を改定するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。